

平成 17 年 4 月 1 日施行  
平成 20 年 4 月 1 日改正  
平成 22 年 4 月 1 日改正  
平成 23 年 4 月 1 日改正  
平成 24 年 4 月 1 日改正

## 南山手台自治会会則

- 第 1 条 名称  
本会は南山手台自治会と称す。
- 第 2 条 目的  
本会は南山手台住民相互の理解と協力によって運営を図り、融和と親睦、生活環境の維持向上を目的とする。
- 第 3 条 構成  
本会は南山手台地域に居住する世帯で構成する。  
基本的に番地毎に班を称して、班長を置く。(例えば 9 番地なら 9 班)  
但し、各班世帯数の均衡を図る為、5 番地・6 番地については 4 班に属し、10 番地・11 番地は共に 10 班とする。  
班長は番地毎に選出して、任期を 1 年とする。(新年度の班長は 3 月 31 日までに決定して会長に連絡する。)
- 第 4 条 事業 (事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。)  
本会はその目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 環境、衛生、安全の向上に関する事項。  
2. 会員相互の理解と協力と親睦に関する事項。
- 第 5 条 経理  
1. 本会運営の経費は自治会費、補助金等をもって充当する。  
2. 自治会費は、1 世帯月 500 円とする。年度の 5 月末までに納付する。  
3. 入退会の場合は、1 ヶ月に 1 日以上在住の時会費を徴収する。  
4. 会費の納入は 1 回/年とし、1 年分をまとめて納入する。  
途中退会の際は月割り計算で返金する。  
5. 会費は各会員が指定口座に本人名義で直接振り込む。振り込み料金は会員の出費とする。  
6. 本会の振込口座は南都銀行 南生駒支店 に作成してこれを利用する。
- 第 6 条 機関  
本会運営のために次の機関を置く。  
1. 総会 (1 年に 1 回の定期総会、臨時総会)  
(会場確定までインターネット、メール、文書などで行う。)  
2. 役員会 (会場確定まではインターネット、メール、文書などで行う。)

第7条 総会

1. 総会は本会最高の決定機関である。
2. 総会の決議は参加者の過半数の賛否をもって成立する。
3. 総会では次の承認を得る。
  - ① 事業報告及び決算報告
  - ② 役員改選
  - ③ 新年度の事業計画及び予算案
4. 臨時総会は緊急事態の時、もしくは会員の1/4以上の要請があった時に会長が開催する。

第8条 役員 委員

1. 本会に次の役員を置く。

会長 1名、 副会長 2名

会計 1名 (会長・副会長との兼任可)

会計監査 1名 (会長・副会長との兼任可、会計との兼任不可)

ホームページ、メール管理者 1名 (会長・副会長との兼任可)
2. 本会に次の委員を置く。

体育委員 1名

第9条 役員活動費

1. 自治会委員・委員・班長の1年の活動費は、次の通りとする。

自治会長：6万円、副会長：3万円、会計：3万円、会計監査：1万円

HP/メール管理者：3万円、体育委員：3万円、班長：5千円
2. 各役員・委員・班長の兼務の場合は、合計額とする。
3. 各役員・委員・班長の活動費は自治会長活動交付金を充て、不足分は自治会費から補填する。

第10条 役員会

1. 役員会は第8条1の役員をもって構成し、本会の運営を執行する。
2. 役員会は臨時開催とし、会長が必要と認めた時、役員からの要請があった時に開催する。
3. 役員会での検討事項及び決定事項は総会にはかり承認を得ることを原則とする。
4. 事情によっては回覧板、ホームページ、メール等で報告して会員の意見を得る。
5. 必要に応じ、委員に役員会への出席を求めるものとする。

第11条 役員・委員の選出

1. 役員・委員の任期は1年とする。但し再任は可能。
2. 役員・委員は会員、各班よりの推薦または会員の立候補の中から総会で決定する。
3. 役員に就任したものは、次回の役員担当班到来時には、役員の再任を免れることができる。但し、立候補による再選、班の全員が担当した場合にはこの限りではない。

第12条 加入脱退

1. 本会の加入資格は南山手台に転入居住することにより認められる。住民票がなくても、(ゴミ等の管理のため) 居住すれば加入資格が認められる。
2. 本会からの脱退は転出、転居により自動的に認められる。

第13条 会則の変更

- 会則の変更は会員の過半数の賛否で決定される。

#### 第14条 慶弔規定

慶弔費の支給対象と内容は、次のとおりとする。

1. 自治会員または会員世帯の同居の親族が亡くなられた場合、香典5,000円を会長または副会長が持参する。但し、香典を辞退されている場合または親族葬等で自治会役員の葬儀参列がない場合は、ご遺族の意思を確認の上、会長または副会長と班長で協議する。
2. 前項に対する香典返しは、受け取らない。

#### 第15条 自治会の定例活動

1. 地区の清掃を年2回、会員が参加して行なう。各世帯1名の参加を要請する。
2. 清掃日は役員会で決定する。
3. 不参加世帯は500円を自治会に振り込むこととする。振り込み手数料は自己負担とする。

#### 第16条 自治会の情報伝達と情報公開

1. 原則としてはインターネットメール、ホームページ掲示板、携帯メールを使用する。
2. 上記手段を利用できない会員は、文書または電話で行なう。
3. 回覧板、市からの配布資料等は、班毎に班長に配布して回覧、配布する。
4. 会員からの自治会への要請は、班長を通じて会長もしくは副会長に伝える。
5. 会長、副会長は全会員の電話番号、メールアドレスを保管する。
6. 班長はその属する班の会員の電話番号のみ保管する。
7. 外部者には会員情報は公開しない。